

平成二十六年四月四日受領  
答弁第八八号

内閣衆質一八六第八八号

平成二十六年四月四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問に対する答弁書

一及び六について

御指摘の東京地方裁判所判決については、御指摘のガーナ人男性（以下「当該男性」という。）の死因、制圧行為と死亡との因果関係の有無、制圧行為の違法性の有無等について、被告国の主張とは異なる認定がなされたため、平成二十六年三月三十一日に控訴したところである。

他方、当該男性の死亡事案が発生したことを踏まえ、法務省入国管理局において、より安全かつ確実な送還に万全を期すため、護送及び送還に係る所要の通達を発出するとともに、護送及び送還を担当する入国警備官の実技訓練を継続的に実施するなどしている。

二から五までについて

お尋ねは、現在裁判所に係属中の事件に関わる事柄であり、お答えすることを差し控えたい。

なお、当該男性の死亡事案が発生した当時の法務省入国管理局長は田内正宏、東京入国管理局長は高宅茂である。